

# 第1章 地震災害応急対策計画

## 第1節 組織動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 2 災害時における各課職員の担当事務の周知 3 災害対策本部を設置する前 ⇨ 災害警戒本部により対応 4 災害対策本部の設置場所 市役所 5 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立 6 本部内の事務の片寄り ⇨ 集約(本部事務局) ⇨ 各部へ応援要請 7 現地災害対策本部 ⇨ 局地的な大災害発生時	各課 各関係機関 共通

### 第1 計画の方針

和泉市及び防災関係機関は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 第2 和泉市の組織体制

#### 1 事前活動

総務部長は、東海地震注意情報を受けたとき、その他市長が必要と認めたときは、関係部長と協議のうえ、情報活動など必要な事前活動を行う。

#### 2 災害警戒本部の設置

防災担当助役は、次の設置基準に該当する場合には、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

##### (1) 災害警戒本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
市域に震度4(注)の地震が発生したとき(自動設置) 東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。 その他市長が必要と認めたとき。	和泉市の地域において災害発生のおそれが解消したとき。 災害応急対策が概ね完了したとき。 災害対策本部が設置されたとき。 その他市長が認めたとき。

(注) 市域の震度とは、勤務時間内にあつては市庁舎に設置した震度計が示す震度、勤務時間外にあつてはテレビ、ラジオ等で放送される大阪管区気象台発表の「和泉市」又は「隣接市町」の震度をいう。以下同じ。

##### (2) 災害警戒本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 防災担当助役 副本部長 他の助役、収入役、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者 本部員 全部長級職員 * 状況に応じ副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度4の地震が発生したときは、全構成員が自主的に参集するものとする。	情報の収集、伝達に関すること。 職員の配備体制に関すること。 災害対策本部の設置に関すること。 その他災害応急対策の実施に関すること。

(3) 設置場所

災害警戒本部は、市庁舎別館3階委員会室に設置する。

3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置） 中規模又は大規模な災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策が概ね完了したとき。 その他災害対策本部長が認めたとき。

(2) 災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 市長 副本部長 防災担当助役、他の助役、収入役、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者 本部員 全部長級職員	情報の収集、伝達に関すること。 職員の配備体制に関すること。 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 関係機関に対する応援又は派遣要請に関すること。 災害救助法の適用に関すること。 現地災害対策本部の設置に関すること。 その他災害応急対策に関する重要事項の決定に関すること。

(3) 設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎内に設置する。

第1順位...別館3階委員会室

第2順位...本館2階会議室

第3順位...別館1階会議室

ただし、庁舎が被災し、庁舎以外に設置したときは、関係機関に対し連絡するものとする。

4 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に実施する必要があると認めたときは、被災地近接の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
災害対策本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が概ね完了したとき その他災害対策本部長が認めたとき

(2) 現地災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 災害対策本部長が指名 副本部長 " 本部員 "	情報の収集、伝達に関すること。 現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整に関すること。

	職員の配備体制に関すること。 現地の災害応急対策の実施に関すること。 その他必要な事項
--	---

### 第3 和泉市の動員配備体制

#### 1 職員の配備基準配備体制

市長は、必要に応じ各配備を指令する。ただし、市域に震度4以上の地震が発生したときは自動配備とする。

なお、配備体制の詳細は、「和泉市災害応急対策実施要領」で定める。

配備名	配備基準	配備体制
事前配備 1号又は2号	東海地震注意情報を受けたとき。 その他市長が必要と認めるとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制
警戒配備 1号(自動配備) 又は2号	市域に震度4の地震が発生したとき(自動配備)。 東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。 その他市長が必要と認めるとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
非常配備C号	市域に震度5弱以上の地震が発生したとき(自動配備)。 大規模災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めるとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

#### 2 勤務時間外における職員の動員体制

##### (1) 初期活動に係る動員体制

市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

なお、緊急対策員が参集するまでの間は、消防本部が情報の収集伝達、府及び防災関係機関との連絡調整等を行う。

##### (2) 職員の自主参集

職員は、市域に震度4以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づき指定された場所に、自主的に参集する。

この場合、上記(1)の「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、緊急対策員又は緊急避難所員として指定された場所に自主参集する。

##### (3) 自動配備の徹底

職員は、勤務時間外において地震が発生したときは、速やかにテレビ、ラジオ等により震度情報を把握し、迅速な参集が行えるよう常日頃から心がけておくものとする。

また、市長は、東海地震注意情報を受けたときは、その後の配備指令を迅速かつ的確に伝達するため、必要に応じ、あらかじめ「自宅待機」を指示するものとする。

### 第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策(警戒)本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

## 第5 大阪府現地災害対策本部との連携

和泉市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合には、相互に連携し災害応急対策の実施にあたるものとする。

資料編	和泉市災害対策（警戒）本部の機構及び事務分掌 和泉市職員動員配備体制一覧 和泉市防災会議条例 和泉市防災会議委員任命一覧 和泉市災害対策本部条例
-----	--